

地産地消コーナー公募物件説明書

物件番号	施設名	設置場所	所在地	貸付(設置許可)期	貸付(使用)面積 (㎡)		販売品目	その他条件	位置図	前年度売上実績
					幅(m) × 奥行(m)					
1	亜熱帯作物支場	管理棟	日南市南郷町登波3236-3	R6.4.1 ~ R9.3.31	2.00 × 1.00	= 2.00 1.00	指定なし		図面のとおり	新規設置
2	みやざき臨海公園	宮崎港マリナー施設マリンセンター	宮崎市新別府町前浜	R6.4.1 ~ R9.3.31	1.50 × 1.00	= 1.50	指定なし		〃	前年度実績なし
3	ひなた宮崎県総合運動公園	軟式野球場Aトイレ前	宮崎市大字熊野	R6.4.1 ~ R9.3.31	1.00 × 0.80	= 0.80	指定なし	(注4),(注5)	〃	前年度実績なし
4	ひなた宮崎県総合運動公園	木の花ドーム	宮崎市大字熊野	R6.4.1 ~ R9.3.31	1.20 × 0.80	= 0.96	指定なし	(注4),(注5)	〃	前年度実績なし
5	宮崎県立宮崎南高等学校	宮崎県立宮崎南高等学校	宮崎市月見ヶ丘5丁目2番1号	R6.4.1 ~ R9.3.31	0.83 × 0.90	= 0.75 0.55 0.50	(注6)	(注7)	〃	新規設置
6	宮崎南警察署	正面入口	宮崎市大字恒久878の1	R6.4.1 ~ R9.3.31	1.00 × 0.97	= 0.97 0.55 0.45	指定なし		〃	277,210円 2,428本

(注1)設置は、物件番号ごとに各1台とします。また、設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募前に確認させてください。

(注2)貸付面積に使用済容器の回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）も含むものとします。

(注3)貸付面積の欄が二段表記になっている物件は、上段に自動販売機、下段に回収ボックスのサイズを表記しています。

(注4)使用面積は自動販売機のみを設置スペースを表示しています。回収ボックスは、設置者決定後に隣接する自動販売機の設置者及び指定管理者と協議調整し、別途設置するものとします。

(注5)都市公園法(昭和31年4月20日法律第79号)第5条の規定に基づき、公園施設設置許可申請を行い、設置許可を受けて使用することになります。

(注6)容器はペットボトル又は紙パックの密閉式とし、品目は、牛乳を含むこと、果汁飲料は果汁50%以上のものとし、炭酸飲料は不可とします。また契約期間中の販売品目の変更については事前に協議してください。

(注7)販売時間は、次のとおりとしますが、学校行事等の都合により販売時間の変更を依頼した場合は速やかに対応してください。

平日：6時30分から7時30分、11時30分から13時30分、16時から19時30分

土日祝日：6時30分から19時30分

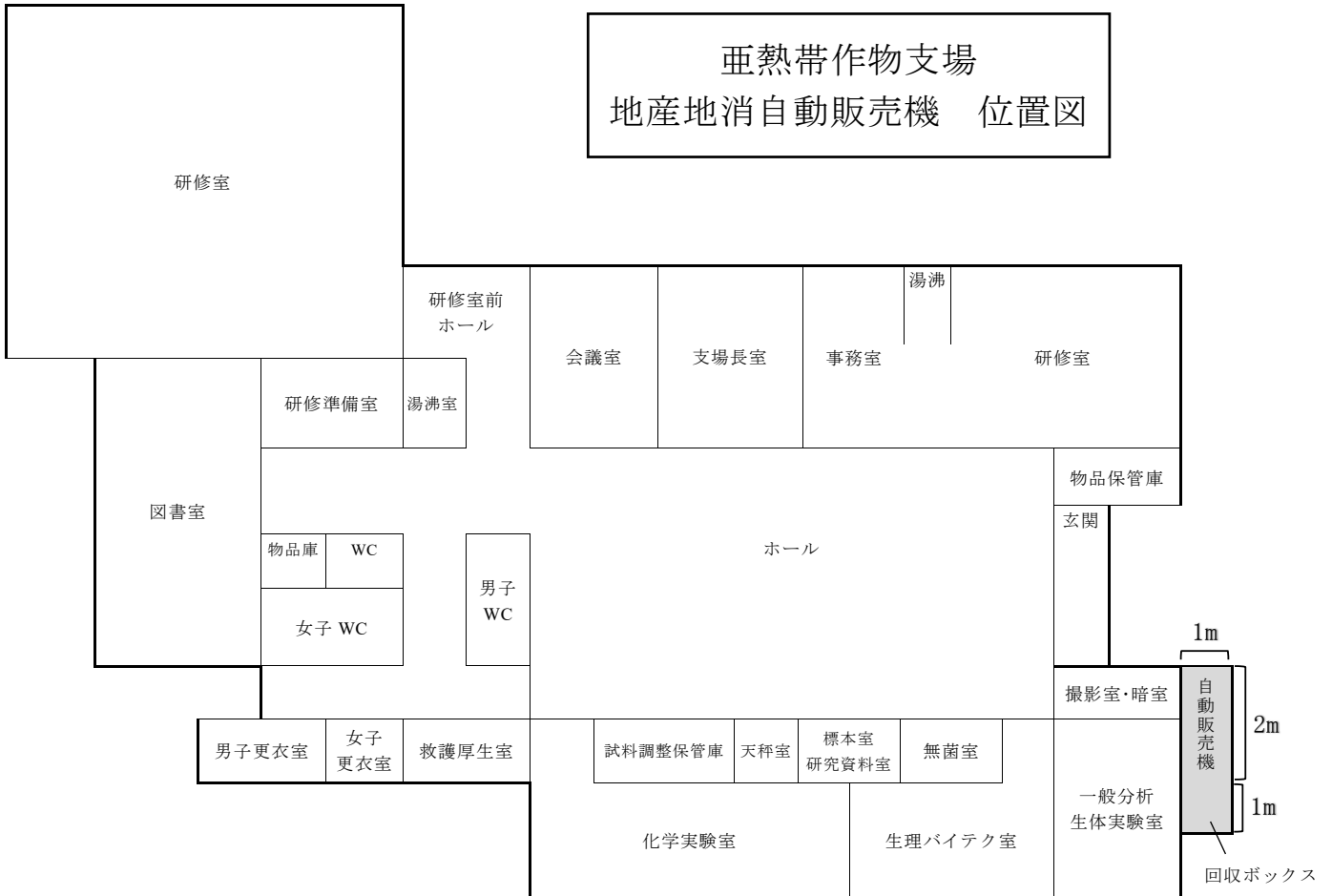
※令和6年4月以降の校時設定の関係で若干の変更の可能性があります。

亜熱帯作物支場ほ場図

物件番号 1

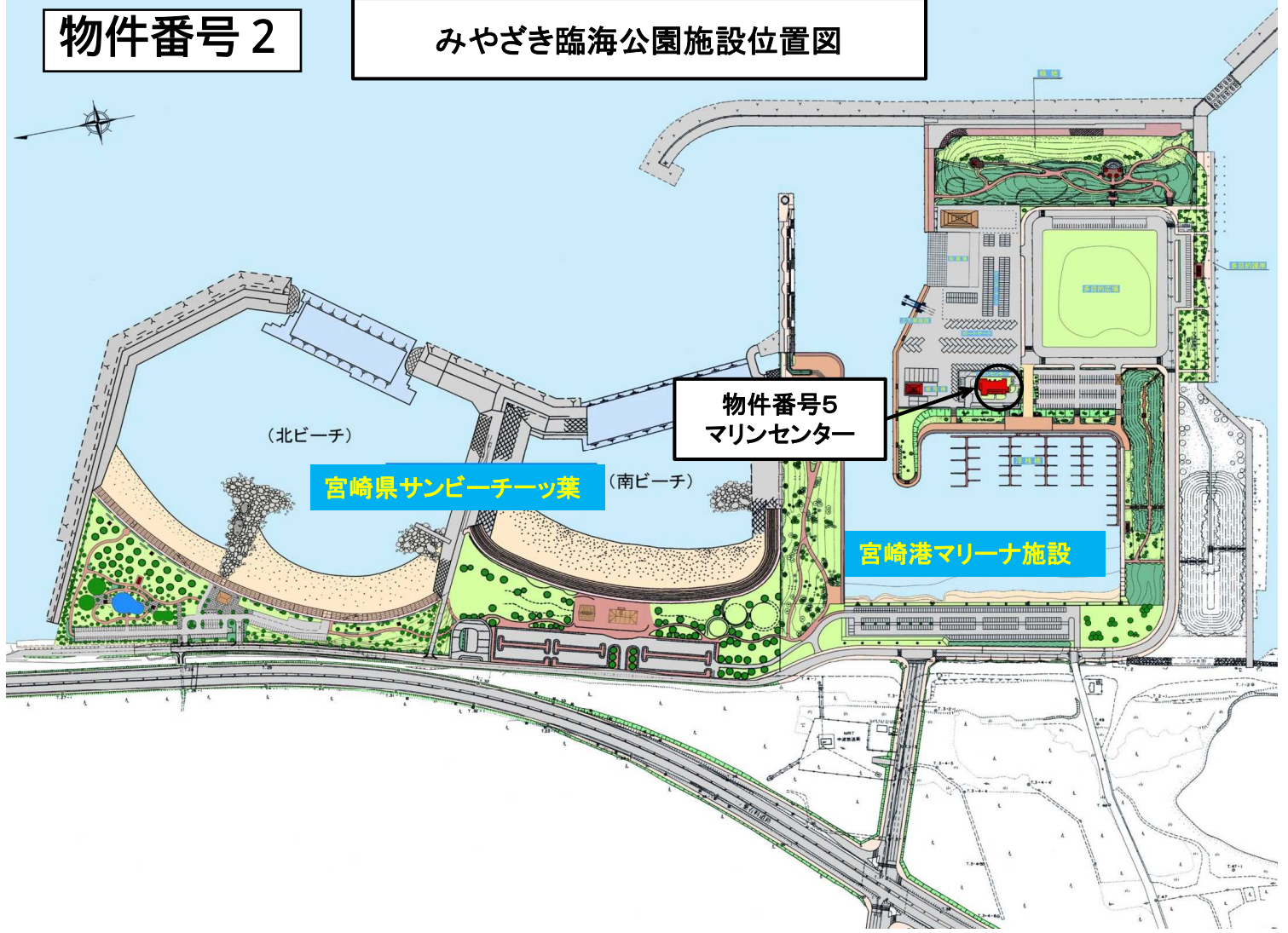


亜熱帯作物支場
地産地消自動販売機 位置図

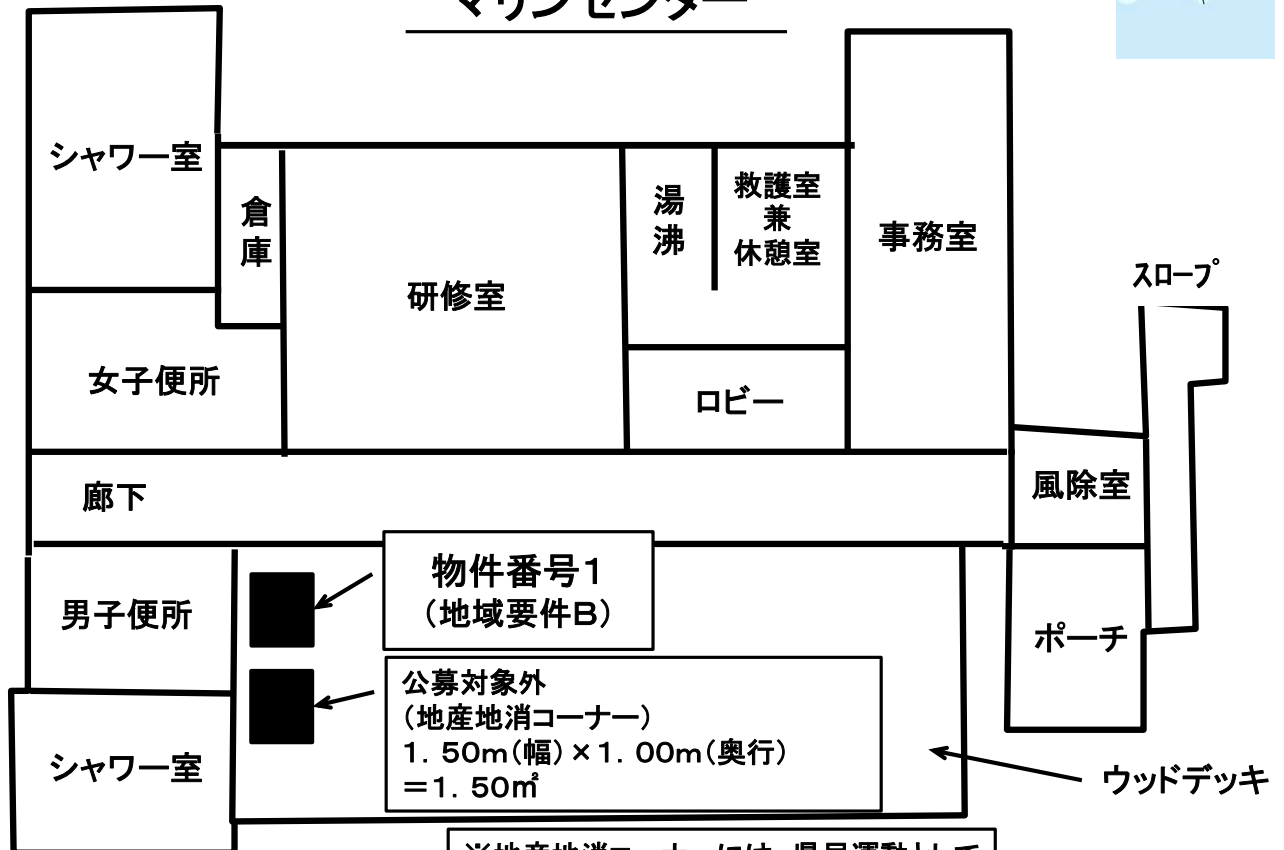


物件番号 2

みやざき臨海公園施設位置図



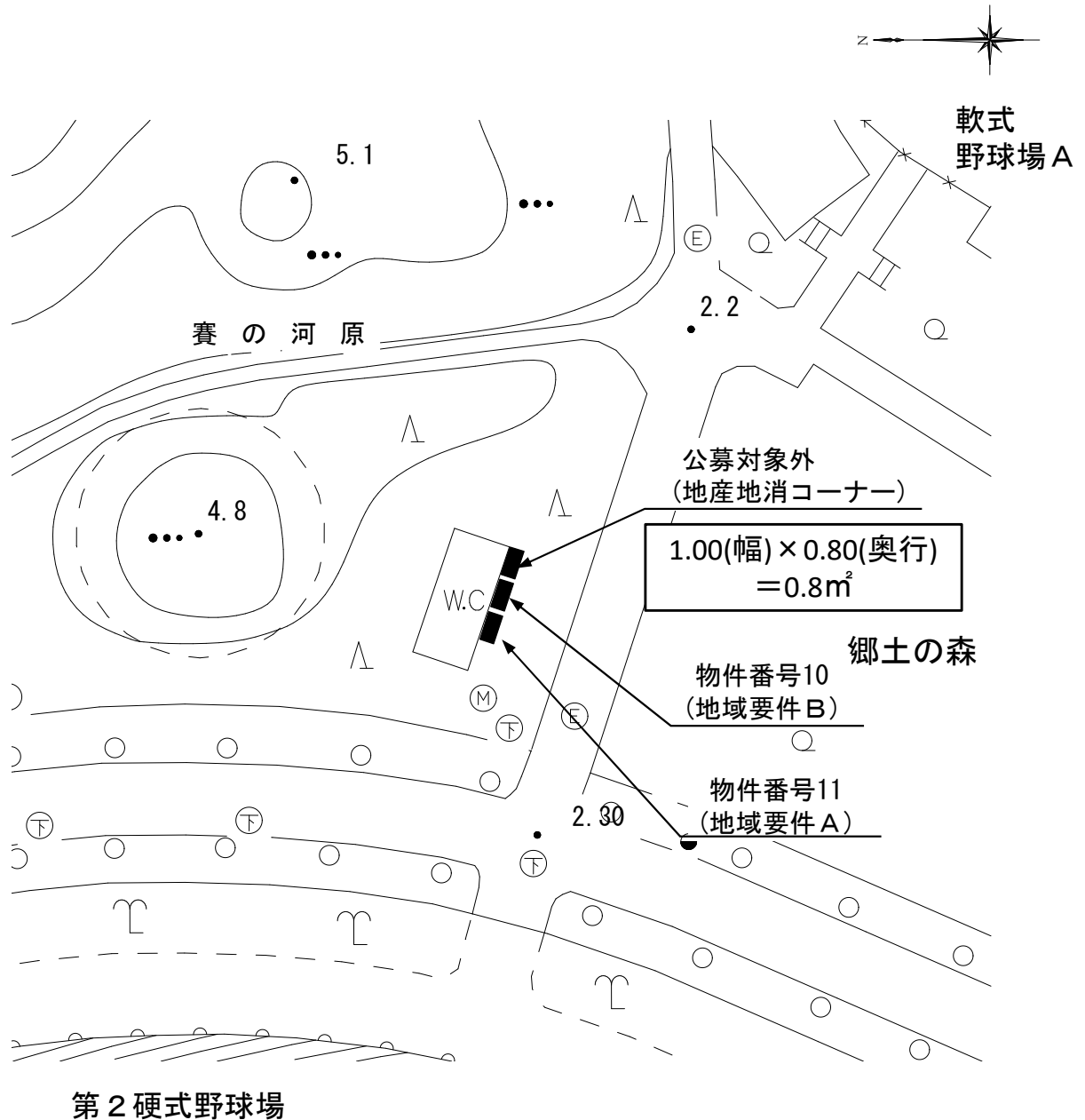
マリンセンター



※地産地消コーナーには、県民運動として地産地消を推進する自動販売機が設置されます。

物件番号 3

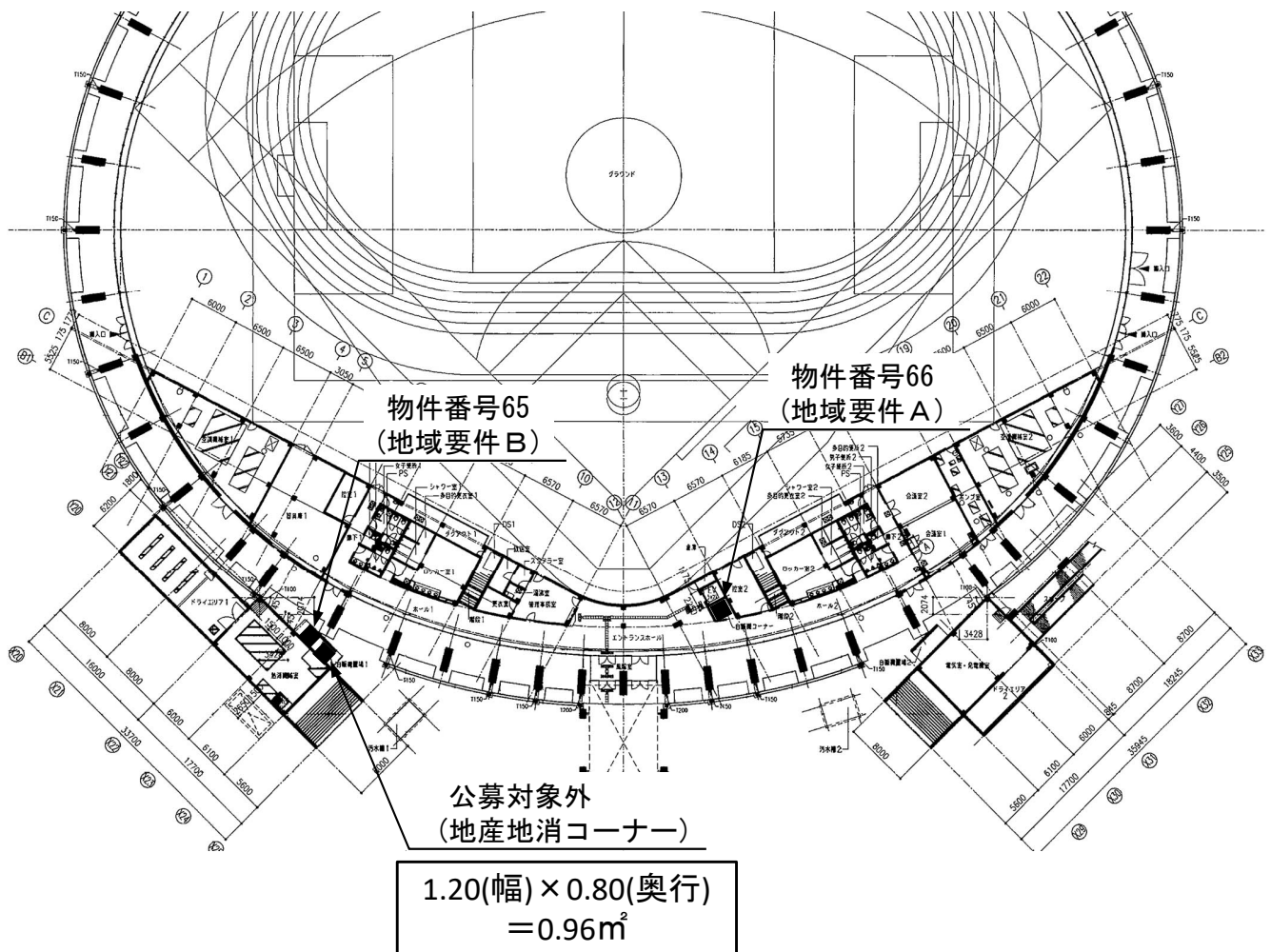
軟式野球場 A トイレ前



- ※ 地産地消コーナーには、県民運動として地産地消を推進する自動販売機が設置されます。
- ※ 面積は自動販売機のみを設置スペースを表示しており、使用済容器の回収ボックスは、設置者決定後に隣接する自動販売機の設置者及び指定管理者と協議調整し、別途設置するものとなります。

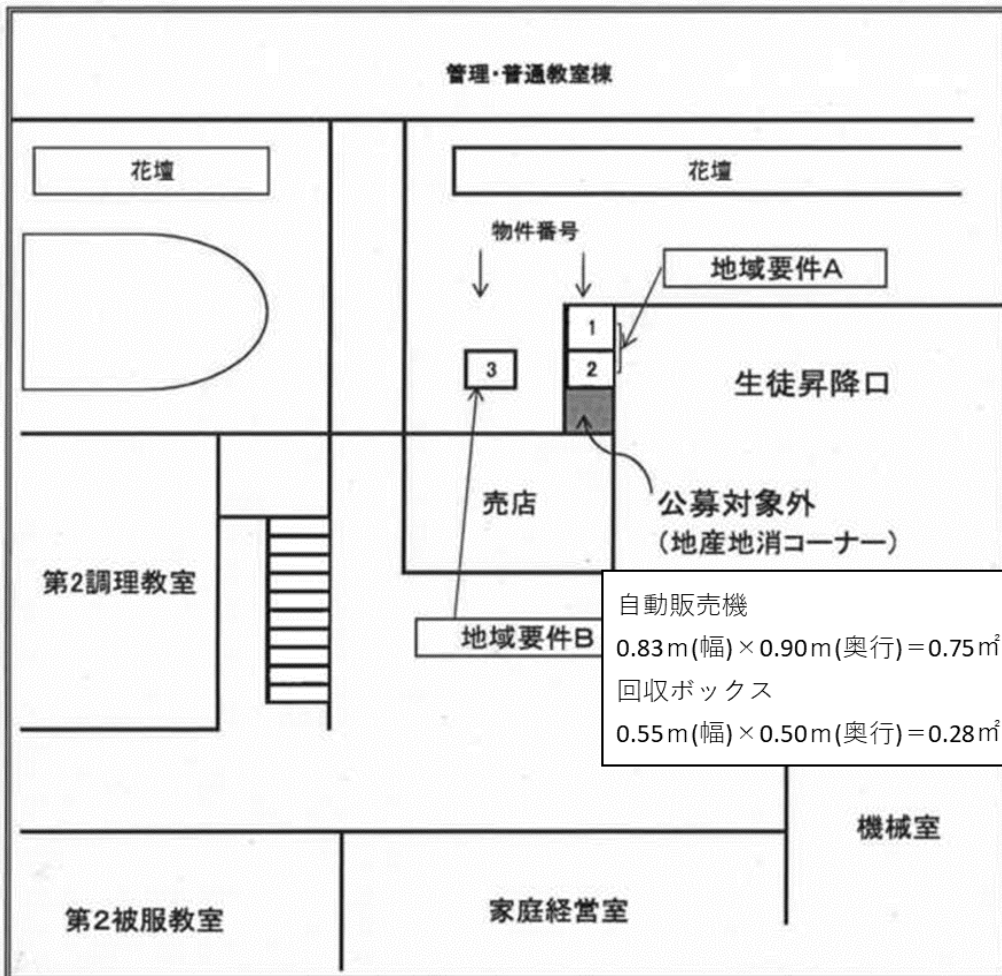
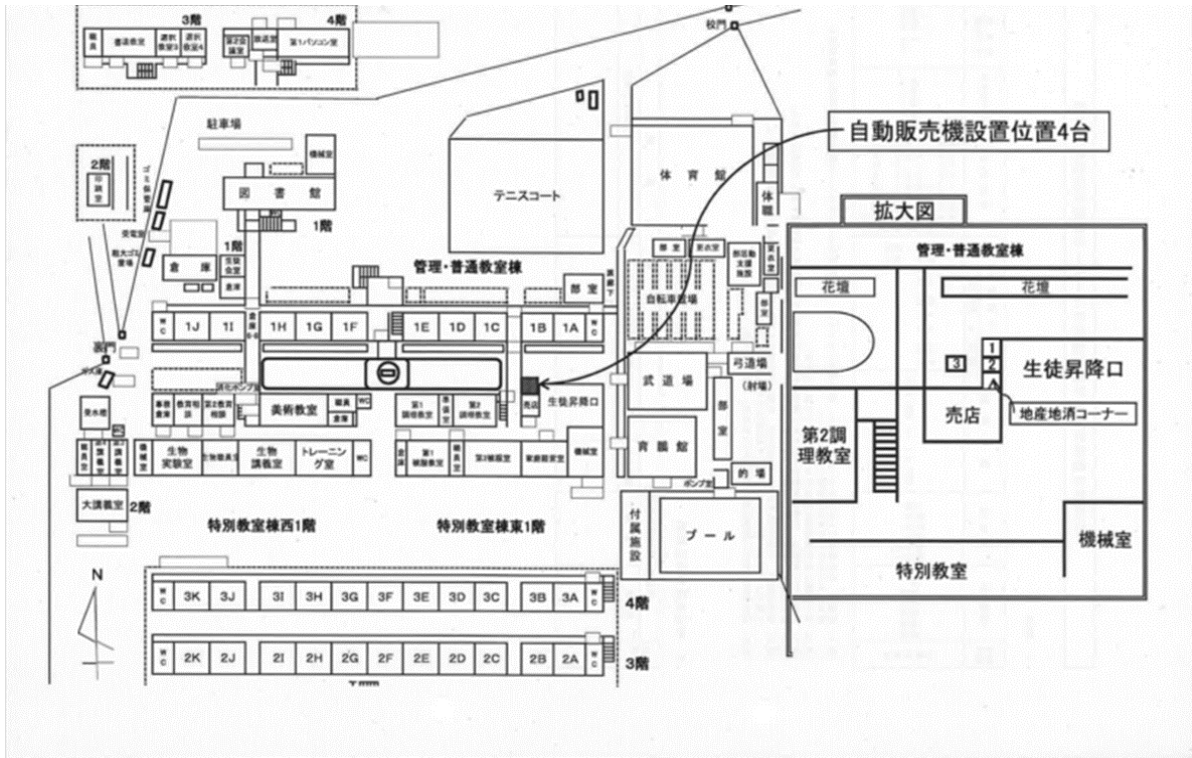
物件番号 4

木の花ドーム



- ※ 地産地消コーナーには、県民運動として地産地消を推進する自動販売機が設置されます。
- ※ 面積は自動販売機のみを設置スペースを表示しており、使用済容器の回収ボックスは、設置者決定後に隣接する自動販売機の設置者及び指定管理者と協議調整し、別途設置するものとします。

宮崎南高等学校



物件番号 6

宮崎南警察署

